

年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年12月）

平成23年1月31日
日本年金機構

I. 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況

12月末終了目途の事項の状況

（1）事項

- ① 平成22年3月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
- ② 平成22年3月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
- ③ 平成22年3月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）

（2）12月末時点状況（別添1）

- ① 平成22年3月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
処理困難ケースを除き、処理終了。
- ② 平成22年3月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
処理困難ケースを除き、処理終了。
- ③ 平成22年3月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）
処理困難ケースを除き、処理終了。

対応促進として平成22年度中に行う取組

※ 現在の工程表では12月末処理目途のものまで記載しており、工程表改訂を3月末までに行うこととしているが、この間についても、可能な限り、下記の事項について、平成22年度中に処理を進めるよう地方に対して指示。
（平成22年12月17日指示）

（1）主な事項

- ① 22年3月以前受付分（処理困難ケース）及び平成22年4月以降受付分のねんきん特別便
- ② 22年3月以前受付分（処理困難ケース）及び平成22年4月以降受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）
- ③ 22年3月以前受付分（処理困難ケース）及び平成22年4月以降受付分のねんきん定期便

- ④ 22年3月以前に受付分（処理困難ケース）及び、平成22年4月以降受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）
- ⑤ 受給者名寄せ特別便に係るフォローアップ照会

(2) 対応

- これらの特別便、黄色便、定期便、受給者便等について、平成22年度中に可能な限り処理を進めるとともに、フォローアップ照会について、平成23年1月末までに市区町村からの情報を得て、3月末までに処理を終了する。
- 上記取組のために、1月から3月の窓口装置（社会保険オンラインシステム）について、金曜日夜間の稼働延長（1月14日、28日、2月4日、25日、3月4日、25日）及び、第2土曜日の稼働延長（1月8日、2月12日、3月12日）を実施。

【備考】 工程表の対象ではないが、旧令共済組合期間を活用した記録の確認作業について、別添2のとおり進めていく。

工程表12月終了目途の事項の状況

(別添1)

事項	工程表の目途	残件数 (12月末)	処理実績									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
フォローアップ 22年8月～22年9月情報提供分	(22年12月末日途)	0	—	—	—	—	1,299	585	931	157	1,982	
黄色便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 3,006	20,197	14,745	14,286	13,067	16,907	15,217	13,106	24,849	9,411	
		(困難分除く) 0										
		本部 0										
定期便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 61,122	39,711	32,986	31,593	36,832	51,095	37,795	51,752	64,847	36,499	
		(困難分除く) 0										
		本部 0										
受給者便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 8,539	16,672	19,453	19,382	14,793	19,691	16,188	22,043	29,198	21,776	
		(困難分除く) 0										

※ フォローアップのうち市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月未までに情報提供があったものについては9月末を目途に、8月以降9月末までに市区町村から情報提供があったものについては12月末を目途の処理を目標としていた。

国家公務員共済組合連合会から提供された旧令共済組合員期間の活用状況について

1 概要

旧令共済組合期間については、ご本人からの申請に基づき厚生年金等の加入期間として年金額に加算を行うものであるが、国家公務員共済組合連合会（以下「国共連」という。）が保有していた旧令共済組合の組合員の原票（約6.5万件）について、平成20年7月に、その情報（データ化したもの）の提供を受け、旧社会保険庁において年金記録との名寄せを行い、ご本人と思われる方で、年金額が増加する可能性の高い方（約1500人）に対して、平成21年10月から22年3月までの間に、「旧令共済組合記録の確認のお知らせ」を送付した。

これまで回答のあった方については、本人の記録であると確認され次第、逐次、年金額に加算する処理を行ってきたところである。

（注）旧令共済組合とは、終戦前にあった旧陸海軍等の雇員・傭人等が加入していた共済組合のことをいう。旧令共済組合員のうち、加入期間（旧令共済期間）が旧令共済年金受給資格期間（組合により15年又は20年）に満たない者については、厚生年金等の加入期間として年金額に加算を行っている。

2 お知らせの送付及び回答状況（1月21日現在）

送付件数	受付件数	処 理 状 況	
1, 512	1, 306	処理済件数	1, 113
		年金額に加算済	1, 010 (91%)
		不該当	103 (9%)
		調査中件数	193

3 今後の対応

（1）国共連が保有している脱退一時金支払調書等の払出帳簿類のデータの活用

上記の結果を踏まえ、国共連が保有している脱退一時金支払調書等の払出帳簿類（約68万件）のうち、氏名、生年月日及び性別の3項目の情報が揃っている約7万5千件について、上記と同様に年金記録と名寄せを行い、年金額が増加する可能性の高い方に対し、本年3月頃を目途に「お知らせ」を送ることとする。

(2) 年金を受給できる可能性がある未受給者への対応

上記の原票データ及び脱退一時金に関するデータのうち、年金受給者と名寄せできなかったデータについて、以下の対応を検討する。

① オンライン記録では受給資格期間を満たさない方と名寄せを行い、ご本人と思われる方に対し、旧令共済組合期間に関する情報を提供する。

なお、情報提供にあたっては、ご本人の状況に応じて個別に丁寧な対応をする必要がある。

② 当該データを日本年金機構本部の限定した部署（業務渉外部を想定）に保管し、各年金事務所の窓口において年金受給に関する相談があった際に、年金事務所から機構本部に照会をして当該データを確認できるようにする。

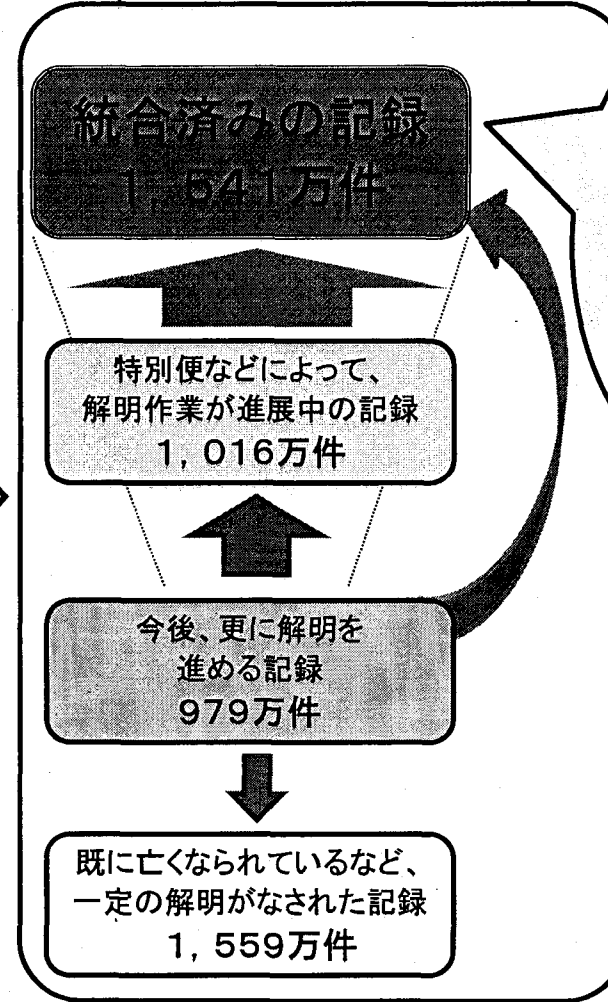
Ⅱ. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年12月）

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)



(平成22年12月時点)



平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,541万件
(1,224万人※)
統合済み

※ 人数内訳
受給者 500万人
被保険者 724万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1541万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は979万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)	→	(22年12月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1541万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1559万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	556万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	460万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	979万件
計 5095万件		計 5095万件

未統合記録の全体像〔平成22年12月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1541万件【19年12月より1231万件増加】（「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、556万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1559万件【19年12月より319万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、979万件【19年12月より1466万件減少】
- 住基ネットの活用等により、460万件的の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成22年12月		増減 (万件)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合		
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	3,100	60.2%	1,550	
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	649	12.7%	289	・ 解明作業の進展による増
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			66	1.3%	66	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			179	3.5%	179	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	561	11.0%	101	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	350	6.9%	-70	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,541	30.2%	1,231	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	556	10.9%	-616	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	178	3.5%	-157	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	383	7.5%	-462	
6 解明作業が進展中の記録			460	9.0%	460	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			76	1.5%	76	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			298	5.8%	298	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			63	1.2%	63	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			23	0.5%	23	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	2,445	48.0%	979	19.2%	-1,466	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

○ 「平成22年12月」は、平成22年12月14日時点のデータをベースに作成